7月25日、常任委員会での大川弁護士

権利委員会だより❹

地球の上に朝が来る…協会顧問弁護士 大川宏先生のこと

加茂嘉久 権利委員長

ぼくらの協会に、やっと顧問弁護士として大川宏先生がついてくれることになりました。今の気持ちを正直にいえば、過疎の山里に陸蒸気が乗り入れてくれるような嬉しさ、というところ。何を大時代な、今は超電導、リニア・モーターカーの時代だぞ、と叱られそうですが、応用美術（アプライド・アート）に関する限り、日本は明治三十二年で時計が止まっているのです。世界のデザイン界が、自動車道路や、高速鉄道の恩恵をうけているのに、日本では、鉄道馬車はおろか、人力車の時代です。一度だけ、西洋なみにレールだけは敷こう、という時期がありました。旧著作権法が改定された昭和四十五年のことです。その時、レールの敷地には何の関係もない隣の地主、繊維業界が反対の横車を押し出して来て、今も道をふさいでいます。応用美術の敷地の真ん中には、レールが敷かれることもない、草ボウボウの空き地が残っています。そこへ、機関車が乗り入れてもいいよ、といってくれたのです。もちろん、蒸気機関車に走ってもらうためにはレールが必要ですが、そのレールづくりも手伝ってくれよう、というのです。資材や情報を積んで、村外れで待ってくれてます。機関車に給水したり、カマ炊きをするのはぼくらの義務ですし、レールを敷いてくれ、と声を出すことも大切な仕事です。その上、レール用地の測量や、工法の勉強をする必要があります。何故、そんな必要があるんだと疑問の向きもおありでしょう。そんなとこまで準備しておかないと、この国のお役所は、みこしをあげてくれないからです。

明治十九年に調印された、「文学的・美術的著作物の保護条約（ベルヌ条約）」に日本が加盟（明治三十二年）したのも、一等国と認めてもらいたさからの西洋へのお義理でした。泥縄式に国内法をでっち上げたのが明治三十二年の旧著作権法ですが、お役人の本心からのものではありません。条約の中の開発途上国むけの一条「保護の範囲は国内法の定めによる」にホッとしたようで、応用美術保護規定には、国内法で知らんぷりを続けているのです。しかし、旧著作権法のあまりの後進性と、翻訳権・録音権・複製権などの新しい権利の登場で実状とのズレがひどく、昭和四十五年に、やっと改定することになりましたが、お役所の関心は、昭和二十三年のブラッセル改正規定にのりおくれては、文化国家の名に恥じるという一点にしかなかったようです。昭和四十五年に無理矢理通過させた、新著作権法なるものには、衆・参両院で付帯決議がつけられています。第六十三国会、衆院文教委員会通過の際は「応用美術等についても積極的に検討を加えるべきである」と決議されていますし、参院文教委員会では「応用美術の保護等についても（略）早急に検討を加え、速やかに制度の改善を図ること」と条件付きです。新しく成立した法律に、最初から注文がついているのです。それも「早急に」「積極的に」「制度の改善をはかれ」というのですから、フツーの人間なら、ブラッセル規定通りに「すべての応用美術に著作権を」認める作業にかかるはずですが、昭和四十九年にブラッセル規定に加入しても、それ以後も「積極的に制度を改善する」動きはありません。それどころか、裁判所は、後進国むけの一条「国内法（旧法）の定めるところ」に従って、応用美術には門前払いの判例を重ねるばかり。業界も、それに悪のりして、商習慣の固定化にはげんでいます。レールを敷くどころか、作為的に不毛の荒野にされた、応用美術にこそ、レールが必要だと思いませんか、と声をあげ、外国の例を勉強して、お役人に教えてやる必要がある、ということなのです。

ぼくらの顧問弁護士は特許法や意匠法にもくわしい正義漢です。一緒に面倒みてくれる奥様も、民事の弁護士です。ぼくらはいっぺんに二人の弁護士の保護をうけることになりました。口頭での相談は無料です。（勿論、電話も）。アドレス帖に書きくわえておいてください。よきアドバイスをうけられます。

◉ここには旧住所が表記されていましたので現在のあおぞら法律事務所の連絡先を掲載します。

総合法律事務所あおぞら
〒107-0061 東京都港区北青山2-12-13青山KYビル3F
Tel 03-3478-7487 Fax 03-3478-7450